第二十八条の三第五項各号列記以外の部分中「誘導標識」の下に「（前条第一項第三号ハ及び前項第三号の二に基づき設置する蓄光式誘導標識を除く。）」を加える。

第三条　消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第四項第十号中「通路」の下に「、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路」を、「設けるもの」の下に「消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分にあつては、通路誘導灯を除く。）」を加え、同条第五項中「及び前項第三号の二」を「並びに前項第三号の二及び第十号」に改める。

（消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　消防法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年自治省令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「技術上の基準」の下に「（非常電源に係るものを除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十一年十二月一日から、第三条及び第四条の規定は平成二十二年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。次項において「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人（次項において「特例民法法人」という。）に係るこの省令による改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の五、第四条の六、第三十一条の四、第三十一条の五、第三十一条の六及び第三十一条の七の規定の適用については、第四条の五第一項並びに第四条の六第一項及び第二項中「消防庁長官」とあるのは「総務大臣」と、同条第四項中「これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第一条の四第一項中「第一条の四第二項中」とあるのは「第一条の四第二項中」と、第三十一条の四第一項並びに第三十一条の五第一項及び第二項中「消防庁長官」とあるのは「総務大臣」と、同条第四項中「これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第一条の四第二項中」と、第三十一条の六第六項及び第三十一条の七第一項中「消防庁長官」とあるのは「総務大臣」と、同条第二項中「これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第一条の四第三項中」とあるのは「第一条の四第三項中」と読み替えるものとする。

3　この省令による改正前の消防法施行規則第四条の五第一項、第三十一条の四第一項若しくは第三十一条の六第六項又は前項の規定による読替え後の新規則第四条の五第一項、第三十一条の四第一項若しくは第三十一条の六第六項の規定による総務大臣の登録を受けている特例民法法人が、整備法第四十四条の規定により公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）による公益社団法人又は公益財団法人となった場合又は整備法第四十五条の規定により通常の一般社団法人又は一般財団法人となった場合には、当該総務大臣の登録は、新規則第四条の五第一項、第三十一条の四第一項若しくは第三十一条の六第六項の規定による消防庁長官の登録とみなす。

4　平成二十一年十二月一日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯のうち、新規則第二十三条第五項、第二十四条第二号ハ、第五号イ(ハ)及び第五号の二イ(ハ)、第二十五条の二第二項第一号イ(ハ)及び第三号イ(ハ)並びに第二十八条の三第四項第三号の二の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十二年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。

5　平成二十二年九月一日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における誘導灯のうち、新規則第二十八条の三第四項第十号の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十四年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○財務省令第六十五号

日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日　　財務大臣　藤井　裕久

日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第一条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「振替済通知書」を「第八号書式の振替済通知書（以下この条において「振替済通知書」という。）」に改め、「送付」の下に「又は送信」を加え、「、日本銀行本店が国庫金振替書の交付を受けたときは預託金証書をその担当者（規則第二条第一項各号に規定する担当者をいう。以下同じ。）に交付し」を削り、「代理店が国庫金振替書の交付を受けたときは」の下に「、財務省理財局長あての振替済通知書の送付又は送信に替えて」を加え、同条第二項中「規定により担当者」の下に「（規則第二条第一項各号に規定する担当者をいう。以下同じ。）」を加え、「及び預託金証書」を削り、「送付」の下に「又は送信」を加え、同条第三項中「日本銀行支店又は」を「財務省理財局長から預託金証書の発行の指示（規則第四条の三に規定する預託金証書の発行の指示をいう。以下同じ。）を受けているときであつて、前二項の振替受入の手続をしたとき又は日本銀行支店若しくは」に改め、「担当者に」の下に「交付又は」を加える。

第四十四条第一項中「領収証書をその担当者に交付し、」の下に「第九号書式の」を、「財政融資資金預託金受入報告書」の下に「（以下この条において「財政融資資金預託金受入報告書」という。）」を、「送付」の下に「又は送信」を加え、「、日本銀行本店が現金の払込みを受けたときは預託金証書をその担当者に交付し」を削り、「代理店が現金の払込みを受けたときは」の下に「、財務省理財局長あての財政融資資金預託金受入報告書の送付又は送信に替えて」を加え、同条第二項中「日本銀行支店又は代理店から前項」を「財務省理財局長から預託金証書の発行の指示を受けているときであつて、前項の規定により現金の払込みを受けたとき又は日本銀行支店若しくは代理店から同項」に改め、「担当者に」の下に「交付又は」を加える。

第四十四条の二第二項中「日本銀行本店は」の下に「、財務省理財局長から預託金証書の発行の指示を受けているときであつて」を加え、「財務省理財局長から」を削る。

第四十四条の三、第四十五条第一項及び第四十六条中「交付し、」を「交付」に改める。

第四十七条中「日本銀行本店は」の下に「、財務省理財局長から預託金証書の発行の指示を受けているときであつて」を加え、「担当者から預託金証書を添え財政融資資金預託金組替請求書の提出」を「新たな預託金証書の作成に必要な事項の通知」に、「その請求書」を「その通知」に改め、「し、提出を受けた預託金証書を財務省理財局長に送付」を削り、同条に次の一項を加える。

日本銀行は、財務省理財局長から預託金証書の発行の指示を受けていないときであつて、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）第六条の規定により同規則第二条第四号に係る振替済通知書を送付したときは、財務省理財局長にその旨を通知しなければならない。

第四十九条中「日本銀行本店は」の下に「、財務省理財局長から預託金証書の発行の指示を受けているときであつて」を加え、「財務省理財局長から」を削る。

第五十条第二項、第八十七条第二項及び第八十八条第二項中「送付し、」を「送付」に改める。